

京都市公文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月26日

京都市長 松井孝治

京都市規則第40号

京都市公文書管理規則の一部を改正する規則

京都市公文書管理規則の一部を次のように改正する。

別表1の項第1号中「市政の運営に関する基本方針及び基本計画の策定」を「京都基本構想その他の市政に関する基本的な方針及び計画の策定及び改廃」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(総合企画局デジタル化戦略推進室)